



後期高齢者医療に関するお知らせ

●被保険者証を更新します

被保険者証の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証（オレンジ色）は、7月中旬から簡易書留郵便で送付します。

現在お持ちの被保険者証（緑色）は、8月1日以降使用できません。返却は不要ですので、各自で処分してください。



●保険料に関する書類を送付します

7月中旬に加入者のみなさんに平成25年度の保険料額決定通知書と納付書（支払方法が口座振替・特別徴収以外の人）を送付します。

納付方法および納期限は通知書に記載されていますのでご確認ください。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」

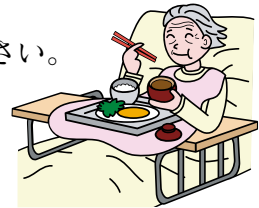
住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関に提示することで、医療機関での窓口負担が一定額までとなり、入院時の食事代なども減額されます。なお、認定証は申請を行った月の初日から有効となります。認定証受領後は、医療機関へ提示してください。

■これから認定証の交付を受ける人

随時受け付けていますので、国保年金課で手続きをしてください。

●申請時に持参するもの

後期高齢者医療制度の被保険者証



■認定証（有効期限 7月31日まで）をお持ちの人

【区分Ⅰ】※1 に該当する人

8月上旬に新しい認定証を送付します。自動更新のため申請書提出の必要はありません。

平成25年8月以降の認定区分が

【区分Ⅱ】※2 に該当する人

7月下旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付します。8月31日までに国保年金課で更新の手続きをしてください。

※1 【区分Ⅰ】 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算します）または老齢福祉年金受給者

※2 【区分Ⅱ】 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰ以外の人

●申請時に持参するもの

後期高齢者医療制度の被保険者証、平成24年度の認定証

※現在、区分Ⅱの減額認定証をお持ちの人で、認定期間内の入院日数の合計が91日以上の場合は、病院の領収書等、入院日数が確認できる書類も持参してください。

●問い合わせ先

国保年金課 (☎82・1209)
山口県後期高齢者医療広域連合 (☎083・921・7111)